

平成 30 年 10 月 29 日

各 所 属 長 様

総合政策部長

平成 31 年度予算(2 次計画)の作成について(通知)

平成 31 年度予算編成にむけて、これからあらためて政策調整をすることになるとともに、並行して事務作業を進めていく必要があります。

つきましては、2 次計画として、実施計画経費のうち昨年度以前に採択済みの事業や国県制度変更などにかかる事業、特別会計や企業会計、外郭団体などにかかる予算の作成をお願いします。

1. 事業の効率化と必要経費の見直し

9月18日付の「平成31年度予算（1次）計画の作成について」にも記載したとおり、本市の財政状況は35年度以降の収支均衡の目途は立っておらず、持続可能な財政基盤を確立するには、事業や事務の効率化による必要経費の見直しは喫緊の課題となっています。

2 次計画の作成にあたっては、より一層効率的・効果的な事業執行ができるよう予算計画を作成してください。

2. その他

①2 次計画の予算編成システムへの入力、資料等提出期限は 11 月 26 日（月）とします。期限厳守をお願いします。

②2 次計画の作成にあたっては、全ての費目を枠外経費として作成してください。

③公共施設の改良工事費については見積もり結果が、11 月 9 日（金）に公共施設マネジメント課から各所管部署へ通知される予定です。予算計画作成にあたっては実施の必要性、優先順位を再検討してください。

④修繕料については、例年どおり予算計画へ反映していただく必要はありません。

公共施設マネジメント課と財政課との協議を経て、予算措置をする予定です。

⑤今年度の実施計画での新規・拡充事業等にかかる予算計画については、実施計画等の内示時（11 月末頃）に作成依頼をする予定です。